

帝京平成大学

平成 29 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 30 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

帝京平成大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、帝京平成大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

建学の精神及び基本理念に基づいた大学の使命・目的及び教育目的は、大学及び大学院の学則に明文化されるとともに、役員・教職員に十分理解され支持されている。教員には教員便覧により、学生には「Teikyo Heisei Student Pocket Diary」により周知され、学外には大学ホームページや大学案内等で公表されている。

学校教育法第83条に照らした適切な使命・目的及び教育目的が掲げられ、毎年見直しが行われている。教育の特色には、建学の精神にのっとり、「実学教育」と「社会貢献」が掲げられ、各個性・特色が明示されている。大学の使命・目的及び教育目的を達成するために「帝京平成大学中長期計画」で6項目の目標を掲げている。

教員組織は、大学の使命・目的及び教育目的を実現するために適切に整備されている。

「基準2. 学修と教授」について

入学者の受入れについては、アドミッションポリシーを定め、大学ホームページ等で社会に公表している。この方針に合致した学生を選抜するため、大学入試センター試験利用入試を除く全ての入試において面接を行っている点は高く評価できる。

大学全体としての収容定員充足状況については概ね適切であるが、現代ライフ学部経営マネジメント学科（通信教育課程）の収容定員充足率は極めて低い状況である。この点について、大学は通信教育課程改善ワーキンググループを置き、充足率の向上に努力しているため成果が挙がることを期待する。

「学生による授業評価」や「公開研究授業」の実施、「学修ポートフォリオシステム」の導入、「学生カルテ」の活用、「学修行動調査」アンケート等で学修及び授業支援の体制改善を行っている。「意見箱」を設置し、学生の意見や要望をくみとり、学生サービスの改善に反映している。GPA(Grade Point Average)制度を学修成果の客観的評価に利用している。

就職先の企業に、「大学教育の成果に関するアンケート調査」を実施し、教育活動の改善につなげている。

学位の種類及び分野に応じた必要な専任教員は確保されており、教員の採用・昇任の取組みは十分に行われている。

教育環境が整備され、運営と管理が適切に行われ、校舎は耐震基準に適合している。

「基準3. 経営・管理と財務」について

法令に従って、寄附行為、学則及び諸規則を定め、教職員はこれらを遵守して、職務に当たっている。財務状況については、大学ホームページ上に掲載している。

理事には学長、副学長、副学長経験者を、評議員には、副学長 2 人、教授 2 人を選任している。また、「総務会」を設置し、法人部門と大学部門の調整を担っている。監事及び評議員の選考については、寄附行為に規定され適切に処理されている。

「グループ・チーム制」を採用して、関連の深いチーム間の連携強化と業務担当量の平準化を行っている。年初に SD(Staff Development)の研修実施計画を策定して、職員の資質・能力向上を図っている。

財務諸表は良好な数値にあり、健全な運営が行われている。会計処理は学校法人会計基準、「学校法人帝京平成大会計規程」にのっとり、適正に処理している。また、監査法人の指導や指摘事項に対しても、適切に処理している。

「基準 4. 自己点検・評価」について

学則及び大学院学則に目的に則した自己点検・評価の実施を定め、これに基づき、自己点検・評価委員会を毎年開催し、改善に努めている。平成 22(2010)年度以降は原則 3 年に 1 回の頻度で報告書を刊行している。

平成 25(2013)年度から評価機構が示す様式を利用し、毎年度データの収集を行い、このデータを自己点検・評価委員会において点検・評価に活用している。

自己点検・評価の結果としてまとめられた報告書は、大学ホームページ上に掲載し、学内外に公表している。

自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みが確立されている。

総じて、大学の建学の精神にのっとり、学長のリーダーシップのもと、学部・研究科の使命・目的である実学教育と社会貢献が不断に実施されている。大学及び法人の経営は堅実であり、順調といえる。学生の教育方法、学修支援については、さまざまな取組みが導入され一定の成果が得られており、教職員の研修等についても FD(Faculty Development)、SD 等を通して積極的な改革がなされている。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.地域連携・地域貢献」「基準 B.国際交流」については、各基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

大学の建学の精神は、「実学の精神を基とし幅広い知識と専門分野における実践能力を身につけ創造力豊かな逞しい人間愛にあふれた人材を養成する」と定められ、この精神を実現するため、より具体的に三つの基本理念を掲げるとともに、大学の使命・目的を大学及び大学院の学則に明確に定めている。

建学の精神及び基本理念に基づいた使命・目的及び教育目的は、大学及び大学院の学則に明文化されるとともに、各学科・専攻についても簡潔かつ具体的に文章化されている。また、これらの事項は、大学ホームページや大学案内等で社会に公表されている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

大学・大学院の使命・目的及び教育目的、学部・研究科の特色を踏まえた教育目的は「帝京平成大学学則」「帝京平成大学大学院学則」「帝京平成大学通信教育課程規則」「帝京平成大学大学院通信制規則」にそれぞれ定められている。学校教育法第 83 条に照らして、適切な使命・目的及び教育目的が掲げられており、社会情勢の変化を踏まえて、毎年見直しが行われている。平成 29(2017)年度には、各学部・学科及び大学院各研究科の養成する人材像がより明確になるように全学的な精査が行われ、その目的に則した改定がなされている。

教育の特色として、建学の精神にのっとり、「実学教育」と「社会貢献」が掲げられており、それぞれについての個性・特色が明示されるとともに、開学以来推進されている。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

大学・大学院の使命・目的及び教育目的は役員・教職員に十分理解され支持されている。その変更や見直しに当たっては、学部長、学科長、研究科長、事務局担当者が中心となっ

て原案が作成され、各委員会に諮られた後、学長が決定し、理事会及び評議会で最終的に承認されている。平成 28(2016)年度は「学則ワーキンググループ」が組織され、原案が作成されている。大学の使命・目的及び教育目的は教員には教員便覧により、学生には「Teikyo Heisei Student Pocket Diary」により周知され、学外には大学ホームページ等により公表されている。

使命・目的及び教育目的を達成するために「帝京平成大学中長期計画」で 6 項目の目標を掲げている。

教員組織は、大学の使命・目的及び教育目的を実現するために適切に整備されている。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

大学の建学の精神及び学部・研究科の教育目的を踏まえて、大学全体及び各学部・研究科のアドミッションポリシーを定め、大学ホームページ、入学試験要項、「帝京平成大学 GUIDE BOOK」等で広く一般に周知されている。

一般入試や推薦入試以外にも AO 入試、AO 特別入試、大学入試センター試験利用入試、外国人留学生入試、社会人入試及び編入学試験等の多彩な入試制度を設けている。

入学定員に沿った適切な学生受入れ数を概ね維持している。

【優れた点】

○大学入試センター試験利用入試以外の全ての入試において面接を行い、大学のアドミッションポリシーの趣旨に合致した学生の選抜を実施している点は高く評価できる。

【改善を要する点】

○現代ライフ学部経営マネジメント学科（通信教育課程）において、収容定員に対する在籍学生数比率が極めて低い点について改善を要する。

2-2 教育課程及び教授方法

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

大学の建学の精神、学部・研究科の教育目的及びディプロマポリシーを踏まえて、各学部・研究科のカリキュラムポリシーを定め、大学ホームページ等に掲載し公表すると同時に、全学部学生が履修する必修科目「フレッシュセミナー」「アドバンスセミナー」等で周知を図っている。シラバスに、関連するディプロマポリシーを記載し、授業科目との関連性を明確にしている。

FD 活動として「学生による授業評価」アンケートを実施し、その集計データを学生及び教員にフィードバックするとともに図書館に配架して自由に閲覧できるようにしている。授業に関する自己点検・自己評価及び改善方策を記載する「リフレクション・シート」の導入や、「公開研究授業」が行われると同時に、その終了後に「合評会」を開催して教員間の意見交換を行っている。これらの活動は「ファカルティ・ディベロップメント委員会」を中心に行い、その成果を「FD NEWSLETTER」で発表している。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

AO 入試及び推薦入試入学予定者を対象にして入学前準備教育を実施し、入学後の授業支援システムとしては「manaba course 2」を導入して授業の事前事後学修に役立てている。学生の主体的な学びを促す目的で「学修ポートフォリオシステム」を導入している。

新入生及び在学生に対して、年度初めに各学科・学年次に応じたガイダンスやセミナーを実施し、保護者に対しては、年 1 度面談を実施することにより学生の学修・生活指導に対応している。授業以外の時間帯で専任教員は週 2 コマのオフィスアワーを設けて学生の質問や相談に応じている。

「学生による授業評価」アンケートや「学修行動調査」アンケートの結果及び教職員間で学生情報を供するため導入した「学生カルテ」を活用して学修及び授業支援の体制改善に反映させている。

TA 制度が整備され、学修支援及び授業支援の充実が図られている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

GPA 制度を導入し、学期 GPA 及び通算 GPA を算出して学修成果を客観的に評価している。通算 GPA が低い学生に対しては指導教員が修学指導を行っている。

既修得単位の認定単位数は 60 単位を上限として「帝京平成大学学則」に定め、学部及び研究科の成績評価基準についても規定化されている。また、学部・学科の進級及び卒業要件は履修規則に定められており、その内容は「学科別カリキュラム表」「Teikyo Heisei Student Pocket Diary」に記載されている。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

就職支援体制は、「キャリアセンター」「キャリア委員会」「就職支援室」の三つの組織が協働で体制を構築している。キャリア教育科目として、全学共通全学年必修科目であるセミナー科目を開講し、教育課程外の取組みとして、「就職ガイダンス」「インターンシップ」「挨拶キャンペーン」を行っている。

平成 28(2016)年度の就職率は全学部の平均値と比較して、医療科学科が比較的低い状態にあるが、就職率 100%に近づける努力がなされている。

就職・進学に対する相談・助言体制としては、個別相談、新宿サテライトオフィスの開設、就職説明会・企業説明会の開催、就職ガイドブックの配付等を行っている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

「学修行動調査」アンケートを全学生に実施し、授業時間外の学修や学修以外の活動等、三つのポリシーの視点に沿った点検を行い、学修指導に役立てている。国家試験等の資格取得状況と結果は、教授会や教務委員会において報告され、学科会議等で教員に周知されている。就職先の企業には、「大学教育の成果に関するアンケート調査」を実施し、教育活

動の改善につなげている。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生に対する授業料免除、留学生に対する奨学金制度、経済的に困難な学生や特定災害の罹災学生への経済支援及び看護学科学生に対する奨学金貸付制度等多彩な経済的支援が行われている。部活動や学園祭の実施の際には学生支援チームが支援している。各キャンパスに「意見箱」を設置し、学生の意見や要望をくみ取っており、学生サービスの改善に反映している。学生に対する健康相談、心的支援、生活相談の体制は整備され、適切に行われている。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

学位の種類及び分野に応じた設置基準上必要な専任教員数及び教授数は確保されている。また、教員の採用・昇任については教職員採用手続規程等を定め、適切に運用している。

FD 研修会等で教員の資質・能力の向上に取組むとともに、「学生による授業評価」アンケートの高得点者に対して学長表彰を実施し、教員の教育活動の活性化を図っている。

教養教育については教務委員会が担い、教務委員会の専門部会である教養教育部会と「ファカルティ・ディベロップメント委員会」とが連携しながら教養教育の現状の調査やあり方について見直しを図っている。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

校地、校舎、設備、実習施設、図書館、運動場・体育施設等の教育環境が整備され、運営と管理が適切に行われ、校舎は耐震基準に適合している。図書館は充実し、閲覧室の席数は確保されている。図書館には、オンライン蔵書検索システムが導入され、学生が必要とする書籍が入手できるように整備されている。授業を行う学生数は適切である。ラーニングコモンズは図書館等に整備され、勉学に対する学生の自主性を引出すように工夫されている。学生実習施設及び地域住民の医療機関として、「帝京池袋接骨院」「帝京池袋鍼灸院」「帝京池袋鍼灸臨床センター」「帝京平成大学池袋臨床心理センター」「帝京平成大学板橋臨床心理センター」「帝京市原接骨院」が開設されており、更なる教育環境の充実に期待したい。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

「学校法人帝京平成大学寄附行為」に基づき、関係法令、規則等を遵守し、適切な運営を行っている。教授会は学長が議長となって原則各キャンパスにおいて毎月 1 回の頻度で開催しており、法人と大学の双方に関わる重要事項については、「総務会」で審議され、法人と大学との間の調整を図っている。

学校教育法、私立学校法、大学設置基準等の法令に従って、寄附行為、学則及び諸規則を定め、教職員はこれらを遵守して、日々の職務に当たっている。

「学校法人帝京平成大学危機管理規程」を定め、また、「帝京平成大学危機管理マニュアル」を作成し、危機管理の体制を整備しており、各キャンパスでの防火・防災訓練も実施している。環境への配慮のため、照明の LED 化、室内温度の適正管理、冷暖房設備のメンテナンスを通じて省エネルギーに取り組んでいる。

教育研究活動に関する情報及び財務状況については、大学ホームページ上に掲載しており、広く一般に公表している。

3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

法人は、寄附行為の定めるところにより、最高意思決定機関として理事会を位置付け、理事会において重要案件を審議・決定している。大学においては「総務会」を設置し、教務部門と管理部門の調整を担うとともに、法人との調整が必要な事項が発生した場合は理事会に諮っている。理事会は、私立学校法に準拠した寄附行為に規定され、理事 6 人、監事 2 人によって構成している。理事の選考については、寄附行為第 7 条において規定しており、この定めに従い適切に選出している。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

大学の意思決定の権限と責任は学長にあり、学長のリーダーシップの発揮を補佐するために教授会等の会議体を設置しているほか、2 人の副学長を選任しており、各副学長は、業務分野を分けて学長を補佐し、学長がより重要な意思決定に専念できるよう体制を整備している。各委員会の位置付けは、「帝京平成大学委員会組織図」に表し、「帝京平成大学総務会規程」「帝京平成大学教授会規程」等の規則によって、役割を明確にしている。

教授会に意見を聴くことを必要とする重要事項を学則に定め、「教育研究に関する重要事項」に関しては学長裁定により、「教育課程の編成に関すること」「教員の教育研究業績等の審議に関すること」を定めている。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

理事会の構成員には学長をはじめ、他に副学長、副学長経験者を選任しており、また、評議員会の構成員には、副学長 2 人、教授 2 人を選任しており、大学の教学部門との連携、意見吸収を図っている。「総務会」は、理事長、副理事長、学長、副学長、学部長、研究科長及び事務局の長で構成され、「理事会と本学に関わる重要事項」を審議事項の一つとして法人部門と大学部門の調整を図っており、大学と法人との間の意思決定を円滑なものとしている。

監事及び評議員の選任については、寄附行為に規定され適切に処理されている。監事は業務及び財産の状況について監査し、理事会において意見を述べている。

理事長は理事会を総理し、法人の管理運営にリーダーシップを発揮している。また、年度当初には教職員に対し「帝京平成大学の方針」を示すとともに、大学主催の「専任教員説明会」に出席し、建学の精神や大学を取巻く社会環境等を踏まえた運営方針を説明している。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

「学校法人帝京平成大学事務組織規程」において、法人事務局及び大学事務局の体制整備について定めており、使命・目的の達成のため、各部署で所掌事務を遂行している。

事務局の業務の効率化を図るため従来の課・係の壁を取払い「グループ・チーム制」を採用して、相互に関連の深いチーム間の連携を強化すると同時に、各チームの時期による業務量の増減に応じた人員のシフトやグループ間の協働により、業務担当量を平準化している。

年初に SD 研修実施計画を策定して、研修・勉強会を実施することにより、職員の資質・能力向上を図っている。SD の取組みとして、全教職員を対象としたセミナー・講習会や経験や職務に応じた学内研修を行っている。

資格取得支援制度を設けて、大学が指定した資格を取得した場合に補助金を支給している。

3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

財務諸表は良好な数値にあり、健全な運営が行われている。18 歳人口減少等の影響を考慮し、資金需要の準備として中長期的計画を策定し第 3 号基本金及び第 2 号基本金の組入れを計画し実行している。

現在の財務基盤は、安定した状況にある。事業活動収支計算書の教育活動収支差額、教育活動外収支差額、特別収支差額、いずれも黒字で、結果、基本金組入前当年度収支差額も黒字であり収支バランスを確保している。

外部資金の獲得に際し、平成 28(2016)年度は、学内公募要領説明会を池袋キャンパス、中野キャンパス、千葉キャンパスで計 7 回実施するとともに、採択実績のある教員による科学研究費助成事業獲得のためのセミナーを池袋キャンパスで実施した結果、申請件数の増加につなげている。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

会計処理は学校法人会計基準、「学校法人帝京平成大学会計規程」にのっとり、適正に処理している。また、監査法人の指導や指摘事項に対しても、適切に処理している。

予算の補正については、5 月に学生数の確定を受け第 1 次補正を行い、翌年の 3 月には決算見込をベースに第 2 次の補正予算を編成している。

監査法人の監査は、「私立学校振興助成法」に基づき、日々の会計伝票や証憑書類等の精査、資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表等の計算書類について精査している。監事は、会計士から監査計画・監査結果の報告を受け、会計士・会計グループとの情報交換、書類のチェック等を行っており、会計監査の体制は整備され、厳正に実施している。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

- 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価
- 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性
- 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

学則及び大学院学則において、それぞれの目的に則した自己点検・評価の実施を定め、この定めに基づき、自己点検・評価委員会が毎年開催され、自己点検・評価活動を行っている。

自己点検・評価委員会の構成員は学長、副学長、研究科長、学部長、学科長、通信教育部長、メディアライブラリーセンター長、キャリアセンター長及び事務長等からなり、全学的な自己点検・評価を実施できる体制を整えている。

自己点検・評価の結果は定期的に報告書としてまとめている。平成 22(2010)年度以降は原則 3 年に 1 回の頻度で報告書を刊行しており、自己点検・評価の周期は適切である。

4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

平成 25(2013)年度から評価機構が示す様式を利用し、毎年度データの収集を行い、このデータを自己点検・評価委員会において点検・評価に活用している。

「学生による授業評価」アンケート、「学修行動調査」アンケート、参観授業アンケート、大学教育の成果に関するアンケート調査等の現状把握のための調査を行い、教育研究の質の向上、授業改善、就職支援の改善に活用している。

自己点検・評価の結果としてまとめられた報告書は、大学ホームページ上に掲載し、学内外に公表している。

4-3 自己点検・評価の有効性

- 4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価の結果を踏まえて、関係委員会、事務局、学部・学科等が具体的な改善のための実施計画を策定、実行し、成果の検証については自己点検・評価委員会が行い、検証の結果、改善の必要な事項については実施部門へ再度改善を要請する仕組みが構築されている。このように、自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みは確立されている。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域連携・地域貢献

A-1 地域連携・地域貢献

A-1-① 自治体との協力・協働体制

A-1-② 大学が持っている人的・物的資源の地域社会への提供

A-1-③ 公開講座

【概評】

大学は、人間文化、社会福祉、健康医療、看護学、薬学の分野等の学部の特色をもって「実学教育」を行い、大学の人材、施設を活用して地域社会との交流と貢献に努めている。同時に、学部の特色をもって豊島区、中野区、市原市等と連携協定を締結しており、地域社会の発展、学術文化の振興、人材育成等の活動を広く展開している。

特筆すべきことは、「特別区学生消防団活動認証制度（東京消防庁）」における活動、薬学部の「卒後教育研修会」の開催、「オレンジバルーンフェスタ in 中野」の参加、「夏休み親子薬草教室」「帝京平成スポーツアカデミー」の活動、「プリプリキッズ・ユニバ」の実学教育活動等が行われ、この大学独自の試みは高く評価できる。

地域住民向けの公開講座も多く実施されており、池袋キャンパス、中野キャンパスでは、災害時における防災拠点としての体制を構築している。学生の地域防災活動への参画、地域振興事業への参加、健康・医療啓発活動の取組み等を通じて、大学が人的・物的資源を地域社会へ提供している。

大学は、社会連携に重点を置き、大学施設を開放し、大学が保有する物的・人的資源を地域住民に提供しており、地域における、人間文化、社会福祉、健康医療、看護学、薬学の分野の進展に貢献している。

基準 B. 国際交流

B-1 国際交流

B-1-① 国際交流を通じた実学教育

B-1-② 学術交流提携校の拡大

B-1-③ その他国際交流活動

【概評】

大学は、国際交流に関して「帝京平成大学の国際化推進に関するビジョン」を策定し、達成度を計るための指標としている。特徴は、語学研修だけでなく、国際交流を深めていくことである。国際交流を通じて実習やインターンシップによって現地での実学に触れ、同時に語学によるコミュニケーション力を身に付け、真の国際人として将来の自己研鑽に役立つことを目的としている。

国際交流を通じた実学教育は、イギリス「ダラム大学」内「帝京大学ダラム分校」への短期留学、春休みを利用したホリデー留学を実施している。海外インターンシップもベトナムとイギリスで実施されている。学術交流提携校は拡大され、モンゴル国立医療科学大学やタイ王国ランシット大学で行われている。

特筆すべきことは、イギリス「ダラム大学」内「帝京大学ダラム分校」における短期留学は、魅力ある内容であり、国際交流を通じた実学教育として優れている。リハビリテーション医療・アスレティックトレーナー研修は各学部からの参加があり、国際化に向けて有用な企画である。さらに、現代ライフ学部では、「アジアの多様性を知る」というテーマのもとで講義に加えて、海外研修及び学生・教員によるシンポジウムが実施されている。

大学は、実学教育を通じた国際交流、実習やインターンシップを通じて、国際的視野に立った有為な人材の養成に取り組んでいる。

